

参考

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

平成 25 年 4 月 1 日
初等中等教育局長決定
平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱第 20 条の規定に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保

護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施する。

(2) スーパーバイザーの配置

スーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施する。

(3) 研修・連絡協議会の開催

スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるための研修を実施するとともに、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

(1) 補助対象経費

国は、記2から4までの要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県・指定都市・中核市が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・指定都市・中核市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

① スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置経費

- ・報酬
- ・交通費
- ・保険料
- ・謝金
- ・旅費
- ・賃金
- ・委託費
- ・補助金

② 研修・連絡協議会に係る経費

- ・謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
- ・旅費（講師、会議出席等の旅費）
- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費

- ・借料及び損料
- ・会議費
- ・賃金
- ・保険料
- ・雑役務費
- ・委託費
- ・補助金

8 第三者への委託を行う際の留意事項

業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その業務執行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

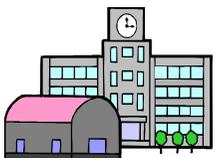
9 その他留意事項

本事業を行うに当たっては、その他のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業との連携に努めることとする。

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度予算額1,258百万円(平成28年度予算額972百万円) 補助率: 1/3

教職員



連携・調整



関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)



児童生徒の抱える
諸課題
いじめ
暴力行為
不登校 など

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

貧困対策等
子供の貧困
ひとり親家庭
児童虐待 など



友人

児童生徒

家庭

地域

